**生活を支える基盤づくり**

**基本目標３**

**現状と課題**

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、一人ひとりの障害の種別や特性に応じた保健・医療や在宅生活を支える様々なサービスの充実、居住の場の整備等が必要です。そして、それらのサービスについて、身近なところで気軽に相談ができ、障害のある人一人ひとりのニーズを整理した上で、寄り添った支援ができる相談支援が必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、今後充実すべき区の施策では、「いつでも気軽に相談できる窓口」が最も多く、障害種別や年齢に関わらず多くの要望が寄せられています。身近な場所で気軽に立ち寄ることができ、かつ、広範な相談に応じられる相談窓口の整備が求められており、喫緊の課題となっています。

地域生活の継続の面では、同調査で「介護をする側の悩みや不安」について聞いたところ、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」への不安が４割を超えた結果となっています。また「希望する将来の暮らし」については、介護する側では、約３割が「家族や親族と自宅で暮らしてほしい」と答え、障害当事者では「今の家族と暮らしたい」が約５割となっています。

また、江戸川区地域自立支援協議会で開催した「障害当事者・家族との懇談会」で、「地域で暮らし続けるために必要なこと」について話し合ったところ、「施設入所ではなく、家族介護に頼ることなく、安心して地域生活を送れる地域づくり（地域の理解・障害者が憩える居場所の設置・グループホームの整備など）が必要」との意見が寄せられました。また、「関係事業者との懇談会」では「切れ目ない支援のための事業者間の連携が必要」「様々な課題について相談できる窓口がほしい」等の意見が寄せられています。

さらに、同協議会が障害者計画策定のために開催したテーマ別懇談会「地域生活継続課題懇談会」では、「車いす対応もできる重度対応のグループホームが少ない。」「介護する側の高齢化を踏まえ5080世帯への支援から考えていく必要がある。」「施設入所至上主義ではなく、障害福祉サービスを受けながら自宅生活の継続を考えるべき。」などの意見が寄せられました。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害当事者・家族、関係機関が協議する場を継続的に設け意見を集約していくこと、合わせて「地域生活支援拠点等」の整備を具体的に進めていくことが必要です。

併せて、区立障害者（児）通所施設及び地域活動支援センターは、対象者数の増減に合わせた施設数や規模の適性化を図っていくことも必要となっています。



|  |  |
| --- | --- |
|  | **施策の柱（１）保健・医療の充実** |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目１ | **精神保健・医療の適切な提供** |

**①保健師等医療専門職による活動　　　　　　　　　　　　　　　【所管：保健予防課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■高次脳機能障害者支援**高次脳機能障害の当事者・家族からの相談に医師等の専門スタッフが対応します。リハビリ訓練や家族の集いなども実施します。 | 医療機関との連携・調整を行いながら、専門的な相談支援を実施します。また、高次脳機能障害者の日常・社会生活を支援するため、効果的なリハビリ訓練や家族の集いも継続します。 |
| **■精神保健講演会**区民を対象に精神保健に関する講演会を開催します。 | 障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、区民の精神障害に関する正しい知識の習得と理解の促進のため、今後も継続して開催します。 |
| **■ボランティア講座**精神障害者のための施設等においてボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。 | ボランティア活動に必要な知識を身につけ、精神障害者に対する理解と協力の促進を図るため、今後も継続して実施します。 |
| **■心の交流スポーツ大会**スポーツを通じて、精神障害者支援施設等の利用者同士の交流を図るとともに、あわせて地域との交流も図ります。 | 精神障害者の社会参加を促進するため、交流の機会を設け、ともに暮らせる社会を目指します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目２ | **保健・医療サービスの充実** |

**①口腔保健センター（障害者歯科診療）　　　　　　　　　　　　【所管：健康推進課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 障害のある方や要介護高齢者で地域の歯科医院では治療を受けることが難しい方の歯科診療を行います。 | 障害のある方の口腔保健の向上を目指し、今後も継続して実施します。定期的に受診しやすい環境づくりを進めます。 |

**②障害者（児）の口腔ケア　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 歯科医院での受診が難しい重度障害者等に対し、通所施設へ歯科医師等を派遣し歯科健診を実施します。併せて支援員や保護者を対象とした歯科研修を実施し、日常的な口腔ケア体制を整備します。 | 歯科健診を定着させることにより、予防歯科を普及させていき、重度障害者の日常生活の質を担保していきます。 |



**③自立支援医療の給付　　　　　【所管：障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 自立した日常生活または社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。 | 経済的な負担軽減のため、今後も継続的に実施し、適切に対応します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目３ | **障害の原因となる疾病等の予防・早期発見** |

**①妊婦健康診査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 妊娠経過の適切な把握により、流・早産、妊娠高血圧症候群、低体重児出生などの予防を図り安全な出産へと導きます。 | 妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認することにより周産期医療の充実を図り、安心して出産できる環境づくりのため、今後も継続して実施します。 |

**②乳幼児健康診査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 乳幼児期に以下のような健康診査を実施します。◎３・４か月児健康診査・６か月児・９か月児健康診査◎１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査◎乳幼児経過観察健診・乳幼児精密健診 | 乳幼児の疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図るとともに、障害の早期発見と早期発達支援のため、今後も継続して実施します。 |

**③心理相談、心理経過観察集団指導　　　　　　　　　　　　【所管：健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■心理相談**言葉や日常生活習慣などの発達面について心理相談員が個別相談を実施します。 | 発育面の課題や育児上の悩みを伺い、安心して子育てができるよう、今後も支援を継続します。 |
| **■心理経過観察集団指導**精神発達面に課題・障害のある児童や育児不安の強い親に対し、集団での遊びやグループワークを通じて支援をします。 | 発育を促したり対応の仕方を学んだりしながら、子どもの成長をサポートするため、今後も継続して実施します。 |



|  |  |
| --- | --- |
|  | **施策の柱（２）自立した生活の支援** |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目１ | **相談体制の充実** |

**①基幹相談支援センター　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■基幹相談支援センター**相談支援の中核的機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）、地域生活支援拠点等（相談・緊急時の対応・体験の機会確保・専門的人材の確保育成・地域の体制づくり）の事業を行います。 | 関係機関と連携し、緊急時を含めた相談、重度障害者等受け入れが難しく支援が必要な方の緊急時の受け入れ及び対応、親元からの自立等を目的とした体験の場の確保、重度障害者への支援ができる専門的人材の確保と育成に　ついて具体的に整備し、地域としての体制づくりを行っていきます。 |
| **■障害者相談支援**障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障害福祉サービスの利用支援等を、障害者福祉課などの窓口で行います。 | 利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。 |

**②こころの健康相談　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| こころの健康の保持増進や病気を疑うさまざまな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。 | こころの病気は身近で誰でもかかりうるものです。精神疾患の早期発見・早期治療を促し、適切な支援につなぐため、今後も継続して実施します。 |



**③自殺防止対策　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：保健予防課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■総合相談会**月に1回、弁護士・消費生活相談員・生活困窮者自立支援員・保健師・ハローワーク職員などの専門家に予約なし・無料で相談できる機会を提供します。 | 大切ないのちを守るため、専門家の視点を活かして生活上の様々な問題を紐解き、対応する機会として、今後も継続して開催します。 |
| **■随時相談**死にたいくらいつらい状況に悩むご本人やその家族・関係機関からの相談を、保健師・精神保健福祉士・公認心理士等がお受けします。 | 生きることの包括的な支援を推進するため、今後も随時相談を受け付け、課題解決に向けてサポートします。 |
| **■自殺未遂者支援**墨東病院３次救急やその他の医療機関・関係機関からの未遂者紹介に基づき、未遂者本人・ご家族などからの相談をお受けします。 | 自殺再企図の防止のため、医療機関や関係機関との連携による自殺未遂者支援を今後も継続して実施します。 |
| **■インターネットゲートキーパー**死を考え検索している人をキャッチし、具体的な相談につなぎます。 | 周りに相談できずに検索している方の相談支援を行うため、今後も継続して実施します。 |
| **■＃いのちSOS江戸川**相談支援の担当者が特に必要だと感じた方に手渡しで紹介するSNS相談です。自殺対策の専門相談員が相談をお受けします。 | 自殺リスクの高い相談者への相談機会の提供のため、引き続き取り組んでいきます。 |

**④リハビリ・運動相談　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 心身機能の低下予防や生活習慣病予防、乳幼児の運動発達などについて、理学療法士・作業療法士が相談に応じ、区民の日常生活の自立や生活の質の向上と社会参加、養育者への育児不安の解消を図ります。 | 個々の状態に応じたリハビリや運動の相談を今後も継続して実施します。 |



**⑤地域連携ネットワークの推進　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：福祉推進課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 本人の意思決定が尊重され安心した暮らしが続けられるよう、地域全体で支援・見守りを行うネットワークづくりを進めます。 | 「地域共生社会の実現」に向けて、ネットワークの強化を行っていきます。 |

**⑥こころの健康サポート事業　　　　　　　　　　　　　　　【所管：健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 精神障害者（疑い含む）が医療機関や障害福祉サービス等による安定的な支援をうけることが困難な状況や、単身または家族が疾病・障害・高齢等で支援が得られにくい状況を改善し、地域で安定した生活ができるよう専門相談員と地区担当保健師がチームで支援します。 | 複雑な問題が重複することもあります。精神障害者（疑い含む）とその家族が地域で安定した生活ができるよう、今後も継続して実施します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目２ | **在宅サービスの充実** |

**①障害者在宅サービス　　　　　　　　　　　　　　　【所管：清掃課、障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 在宅の障害者（児）等に対し、以下の必要なサービスを提供します。(1) 清掃事業による戸別訪問収集（2） 日常生活用具の給付・貸与（3） 車いすの貸与（4） 補装具購入費・修理費の支給（5） 寝具乾燥消毒サービス（6） 福祉理美容サービス（7） 紙おむつ等の支給（8） おむつ使用料の助成（9） 住まいの改造助成（10）民間緊急通報システムの設置 | 利用者の利便性向上や経済的負担軽減のため、今後も継続して実施し、在宅生活の支援をします。今後、障害者本人やその家族等の高齢化・重度化に伴い、さらにきめ細やかな時代に合わせたサービスの提供について研究します。 |



**②精神障害者自立生活体験　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：保健予防課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息、又は一時的に家族支援が受けられない時などに安心して過ごせる専用居室が活用できます。 | 地域で生活する精神障害者が、単身生活の体験や休息のために利用することにより、安定した地域生活が実現できるよう支援を継続します。 |

**③介護者支援　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課、健康サービス課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■重度脳性まひ者の介護者への介護券の給付**重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、介護をする家族に対し介護券を給付します。 | 重度脳性まひ者の生活圏拡大のための援助を行い、福祉の増進を図るため、今後も継続して実施します。 |
| **■家族講演会**統合失調症やうつ病等の精神疾患（疑い含む）のある方の家族を対象に、病気の理解や本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。 | 日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、家族としての対応方法などの知識を学ぶ場として、今後も継続して実施します。 |
| **■家族交流会**統合失調症やうつ病等の精神疾患のある方の家族が、情報交換や話し合いなどを通じて交流を図ります。 | 同じ悩みを抱えた家族を支援するために今後も継続して実施します。 |

**④施設入浴サービス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 家庭での入浴が困難な重度心身障害者に、介護保険施設の入浴設備を利用した入浴サービスを提供します。 | 介護と障害の連携と協働により、重度障害者の地域生活を支える仕組みを拡げていきます。重度心身障害者に入浴サービスを提供できる介護施設を増やし、身近なところでサービスを受けられる環境を整備していきます。 |



|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目３ | **住宅の確保** |

**①障害者向けグループホーム整備事業　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■障害者グループホーム等整備費補助**障害者グループホーム等の整備に要する費用の一部を補助します。 | 障害者が地域での自立生活の促進及び福祉の向上を図るため、実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。 |
| **■障害者グループホーム体制強化支援事業費補助**重度障害者の受入体制の強化を行っている事業所に対して、その運営に係る費用の一部を補助します。 | 重度障害者が地域社会における自立生活の促進及び福祉の向上を推進するため、実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。 |
| **■障害者グループホーム消防用設備整備費補助**重度障害者を受け入れている事業所に消防用設備を設置する費用の一部を補助します。 |

**②精神障害者居住支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：保健予防課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 賃貸契約による一般住宅（公営・民間賃貸住宅）への入居を希望する精神障害者に対して、住まい探しから入居後の生活を支援するとともに家主等との連絡調整を行います。 | 精神障害のある方が居住の場を安定的に確保できるよう支援を継続します。 |

**③家賃助成　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■グループホームの家賃助成**グループホームを利用する障害者が支払った家賃のうち一定額を助成します。 | 地域での自立した生活を支援するために、今後も継続して実施します。 |
| **■民間賃貸住宅家賃等の助成**民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められ転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。 | 時代に合わせたサービスの提供について研究します。 |



|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目４ | **移動の円滑化支援** |

**①福祉有償運送の充実　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、福祉有償運送事業を運営しているＮＰＯ法人事業者に対し、助成・支援します。 | これまでの実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。 |

**②自動車燃料費・タクシー利用の助成　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■自動車燃料費等の助成**心身障害者が利用する自動車の燃料費や自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。 | 事業の継続については、時代に合わせたサービスの提供について研究します。 |
| **■タクシー利用の助成**タクシー利用券を発行し、迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目５ | **地域生活支援拠点等の整備** |

**①地域生活支援拠点等の整備　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 障害者の重度化・高齢化への対応や、親亡き後に備えるため、地域の生活で生じる障害者とその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活を継続することができる地域体制を確保します。 | 障害当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等からの意見聴取及び江戸川区地域自立支援協議会における協議を基に、障害福祉サービス事業者をはじめとする関係機関と連携し、①相談（緊急時の相談・事前の支援対象者の把握） ②緊急時の受け入れ　③体験の機会・場の確保（親元からの自立） ④専門的人材の確保・育成　⑤地域の体制づくりを具体的に整備していきます。 |



地域生活支援拠点等

障害のある方の地域生活を支えるために相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所等が連携し、円滑な連携やネットワークを図っていきます。





新規整備事業

（１）医療的ケア者専用の生活介護

①事業概要　　公募による特別養護老人ホーム整備に併設する生活介護

　　　　　　　・設置運営　社会福祉法人

　　　　　　　・建設地　　鹿骨４丁目

　　　　　　　・定員　　　20人 / 日

②開設予定　　令和７年４月

（２）ショートステイ

①事業概要　　公募による特別養護老人ホーム整備に併設するショートステイ

　　　　　　　障害者・障害児（医療的ケア含む）

　　　　　　　・設置運営　社会福祉法人

　　　　　　　・建設地　　春江町３丁目

　　　　　　　・定員　　　10床 / 日

②開設予定　　令和８年６月



|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目６ | **障害福祉サービスの質の向上** |

**①障害福祉サービス事業者支援事業　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■障害児通所支援事業者の指定**児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行う事業所の指定関連業務を行います。 | 法令等を遵守し、指定業務を適正に実施していくとともに、指定に関する相談対応や、国や東京都または本区からの情報を事業所に速やかに提供などを行うことで、円滑な事業所運営等を支援していきます。 |
| **■特定・障害児相談支援事業者の指定**障害のある方が、障害福祉サービスを利用するための必要となるサービス利用支援及び継続サービス利用支援などを作成するための相談、支援を行う事業所の指定関連業務を行います。 | 法令等を遵守し、指定業務を適正に実施していくとともに、指定に関する相談対応や、国や東京都または本区からの情報を事業所に速やかに提供などを行うことで、円滑な事業所運営等を支援していきます。 |
| **■社会福祉法人の認可**社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人の認可関連業務及び指導監査業務を行います。 | 法令等を遵守し、認可業務を適正に実施していくとともに、認可に関する相談対応や、国や東京都または本区からの情報を事業所に速やかに提供などを行うことで、円滑な法人運営等を支援していきます。 |
| **■指定障害福祉サービス事業所の指導監査・集団指導**自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業者指導指針及び障害福祉サービス事業者監査指針を参考に指導監査及び集団指導を行います。 | 法令等を遵守し、指導監査業務等を適正に実施します。 |
| **■江戸川区相談支援専門員等研修事業**相談支援専門員をはじめ、江戸川区内の相談支援事業に関わる者に対し、人材育成研修を実施します。 | 民間事業者の専門的な提案に基づく、体系的な人材育成研修を計画的に実施します。相談支援専門員の質の向上及び、江戸川区の重層的な障害者福祉の充実を図ります。 |
| **■江戸川区介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金の支給**基準日において、対象事業所における勤続年数が採用日の翌日から起算して、継続して３年以上４年未満であり、この年数を常勤の介護職員等及び福祉職員として勤務している者に対して支給します。 | 介護・福祉人材の確保及び勤務意欲の向上を図り、介護・福祉サービスの質の向上につなげます。 |



|  |  |
| --- | --- |
|  | **施策の柱（３）経済的自立の支援** |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目１ | **各種手当支給/医療費支給** |

**①各種手当の支給　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課、児童家庭課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、難病患者福祉手当、児童育成手当（育成手当）を支給します。また、国、都が支給する重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当があります。 | 資格要件の判定など、迅速かつ適正に行います。今後は時代に合わせたサービスの提供について研究します。 |

**②医療費の助成　　　　　　　　【所管：障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■医療費の助成**心身障害者医療費助成、難病の医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成の制度があります。 | 多額の費用を要する療養等の医療費や、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費の経済的な負担軽減を図るため、今後も継続して実施し適切に対応します。 |
| **■自立支援医療の給付**更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。 |

**③心身障害者扶養共済制度　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた任意加入の制度です。 | 心身障害者の生活の安定と心身障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図るため、都の制度に基づき適切に対応します。 |

